免許番号 区第11号

漁場の位置 明石市二見町東二見地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

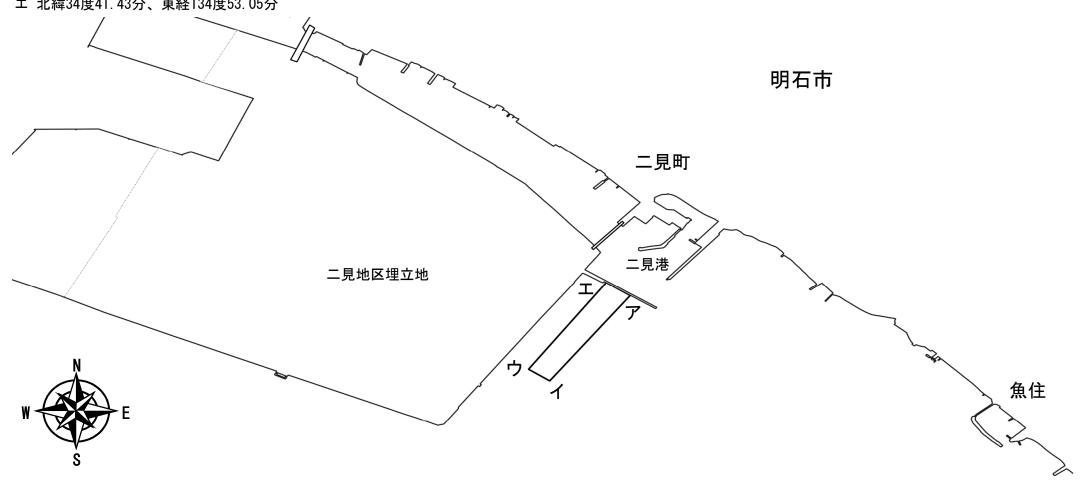
点の位置

ア 北緯34度41.40分、東経134度53.11分

イ 北緯34度41.18分、東経134度52.92分

ウ 北緯34度41.21分、東経134度52.87分

工 北緯34度41.43分、東経134度53.05分



令和5年9月1日 免許

区第11号

2 km

1			表	示						表示 番号		表	示	
	免許年月日	令和5年9月		存続				1	左記のとおり漁業権の設定を登録する 令和5年9月1日) ₀		
	漁場		5	別紙漁場図のとおり										
		第1種区画漁業 わかめ	・こんふ	ぶ養殖業 わかめ養殖業にあって										
	漁業の種類		日から6月30日まで、こんぶ養殖業にあっては12月1日から7月15											
1	主な漁獲物		日まで											
	漁業の時期													
	制限													
X は 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。														
		3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。 漁業権区										 九 海	 、権 区	
順位	IAN	旧人					順子 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				順度			
番号		番号 番号			事項番号事項						番号		事 項	
1	高砂市高砂町高砂漁業協同	T材木町1198番地 同組合 他4組合												
		のため漁業権の設定の登録をする。												
海	区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号		区	第11号	<u>=</u>	摘 要					

免許番号		区第11号	摘	要									
		共	有	Ŷ	漁	業	権	事	項				
11. 1	漁業権区			爿	七 取 特 権 区 事 項				抵	抵 当 権 区			
持分	番号	, ,	順位 番号					順位 番号		事項		備	考
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合											
		明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合											
		明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合											
		加古郡播磨町古宮768番地播磨町漁業協同組合											
		加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合											